「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

平成 29 年 6 月 30 日

公益社団法人日本スカッシュ協会

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に、事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電　話

03-5256-0024

FAX

03-5256-0025

電子メール

squash@japan.email.ne.jp

（参考）国家公務員法等の規定

- ・国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- ・独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- ・職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条
- ・特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条
- ・職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条
- ・特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成 20 年内閣府令第 84 号)第 8 条